

海老名市
食物アレルギー
対応の手引き

平成28年3月

改訂版

保存版

異動時携行

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く生活環境や社会環境の急激な変化は、児童生徒の心身の健康面にも大きな影響を及ぼし、特に、学校生活においては、アレルギー疾患への対応が重要な課題となっております。

アレルギーには、多様な疾患や反応が含まれ、これらは長期にわたり管理を要するとともに、アナフィラキシーなど場合によっては生命に関わるという側面もあり、細心の注意を払うことが求められます。

海老名市でも小学校の学校給食において、卵と乳の除去食・代替食の対応を行っています。学校全ての教職員がこれらの疾患について正しい知識を持つとともに、アレルギー疾患の児童生徒が安全・安心な学校生活をおくるために留意すべき点を認識しておく必要があります。

海老名市教育委員会では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会 平成20年3月発行）」に基づき、アレルギー疾患の児童生徒の把握の手段や個別の支援プランの立て方、学校給食の対応、アドレナリン自己注射薬の使用を含めた緊急時対応方法等、アレルギー疾患の児童生徒への対応や学校で必要な取り組みを手引きにまとめました。

平成27年3月には文部科学省より新たに、「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示されました。海老名市でもその指針をもとに「食物アレルギー対応の手引き」を見直し、より活用しやすいものを作成することをめざし今回の改訂となりました。

アレルギー疾患の児童生徒の対応について、教職員等の皆様に本手引きを活用していただき、共通の理解と認識のもと適切な支援が推進されることを願っております。

なお、中学校では牛乳給食および配食弁当（希望者のみ）を実施しています。

参考となる資料

【平成20年3月 (公財)日本学校保健会】

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」



【平成21年4月 文部科学省スポーツ・青少年局長通知】

- 「学校給食実施基準の試行について(抄)」



【平成25年10月 神奈川県教育委員会】

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

【平成27年3月 文部科学省、(公財)日本学校保健会】

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」
- 「学校におけるアレルギー疾患対応資料(研修用DVD)」
- 「エピソードレーナー(各校1本神奈川県教育委員会より)」



【 目 次 】

はじめに

第1部 学校生活における食物アレルギー対応

- 1 食物アレルギーの症状について 1
- 2 食物アレルギー対応の流れ 3
 - 小学校給食における食物アレルギー対応の流れ
 - 中学校における食物アレルギー対応の流れ
 - 個別面談のポイント
 - 体制づくり
- 3 学校における指導と配慮 9
- 4 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 12

第2部 学校給食における食物アレルギー対応

- 1 食物アレルギー対応の基本方針 20
- 2 食物アレルギー対象者の把握と
食物アレルギー対応食の決定 21
- 3 食物アレルギー対応の実施方法 22
- 4 小学校の給食時における対応と留意点 25

【 添 付 資 料 】

- ・ 各様式使用方法 26
- ・ 食物アレルギー調査について 【様式1】 27
- ・ 食物アレルギー個人調査票の提出について 【様式2】 29
- ・ 食物アレルギー個人調査票（配付） 【様式3】 32
- ・ 学校生活管理指導表 【様式4】 35
- ・ アドレナリン自己注射薬（エピペン®）に関する依頼書 【様式5】 37
- ・ 学校給食食物アレルギー対応申請書 【様式6】 38
- ・ 学校給食食物アレルギー除去解除申請書 【様式7】 39
- ・ 参考資料 40
 - ・ 食物アレルギー除去食一覧表
 - ・ 食物アレルギー個人調査票（様式3）の提出について
 - ・ 学校生活管理表（様式4）について
 - ・ 小学校保護者 宛
 - ・ 中学校保護者 宛

第1部 学校生活における食物アレルギー対応

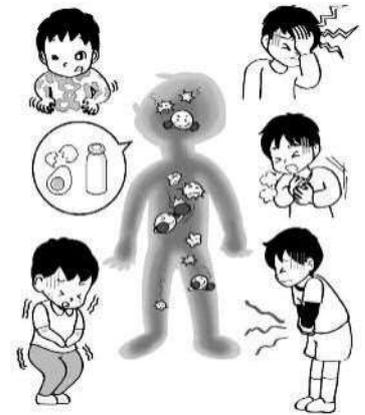
1 食物アレルギーの症状について

【食物アレルギーとは】

一般的には特定の食物を摂取することにより、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。

【食物アレルギーにより引き起こされる症状】

症状は多岐にわたります。じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。



全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状	皮膚の症状	顔面・目・口・鼻の症状
<ul style="list-style-type: none"> ・意識がない ・意識もうろう ・血圧低下 ・ぐったり ・尿や便をもらす ・脈が触れにくい ・脈がはやい ・唇や爪が青白い 	<ul style="list-style-type: none"> ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・のどや胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー ・ヒューヒュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・腹痛 ・吐き気 ・おう吐 ・下痢 	<ul style="list-style-type: none"> ・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔面の腫れ ・目のかゆみ ・目の充血 ・まぶたの腫れ ・くしゃみ ・鼻水 ・鼻づまり ・口の中の違和感 ・唇の腫れ

症状は摂取するアレルゲン量や年齢により出現の仕方が異なります。

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。食物のほか、昆虫刺傷・医薬品・ラテックス（天然ゴム）・運動でも起こります。



アナフィラキシーショックとは

アナフィラキシーの中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

【食物アレルギーの原因】

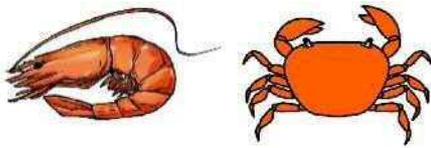
三大アレルゲン「卵」「乳」「小麦」



症状が重篤「そば」「落花生」



「えび」「かに」



これらの 7 品目は食品衛生法においても特定原材料として加工食品には食品表示が義務付けられています。

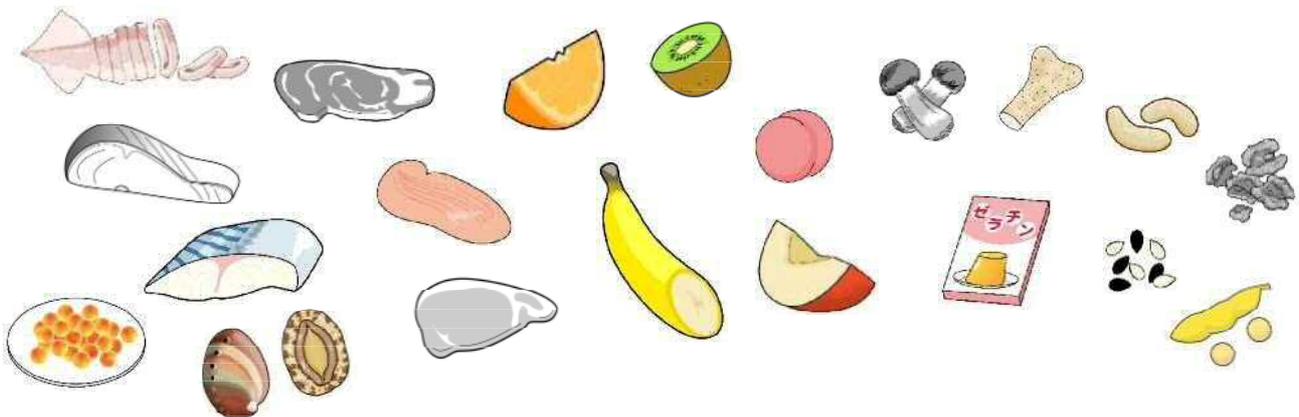
学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（えび、かに）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。 ※参考 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会）



アレルギー表示について 特定原材料等

特定原材料等の名称		理由
府令	卵・乳・小麦・落花生（ピーナッツ） えび・そば・かに	<u>表示義務あり</u> 特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。
通知	いくら・キウイフルーツ・くるみ 大豆・バナナ・やまいも・カシューナッツ・もも・ごま・さば・さけ いか・鶏肉・りんご・まつたけ あわび・オレンジ・牛肉・ゼラチン 豚肉	<u>表示が推奨されるもの（任意表示）</u> 症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。

※特定原材料等の名称は、平成23-24年全国実態調査における発症数の多い順に記載しています



○ 小学校給食における食物アレルギー対応の流れ

	就学時	進級時・転出時	新規発症及び転入
食物アレルギー疾患を有し配慮・管理の必要な児童の把握	10月～11月 新入学児に様式1を郵送する(市教委) 就学時健康診断時に【様式1】を回収 食物アレルギーあり ↓ 【様式2】を配付し、【様式3】の提出を依頼 (様式3提出児童を学校に連絡)		随時 【様式1】を配付、 ↓ 食物アレルギーあり 【様式2】を配付し、【様式3】の提出を依頼 (様式3提出児童を学校に連絡)
	1月～3月 新入学児童保護者説明会時に【様式3】を回収し、市教委が聞き取りを実施 (学校と相談して面談日を設定) ↓ 学校での配慮を要する場合、または希望する場合は、学校生活管理指導表【様式4】の提出を依頼 (1部市教委保管、1部消防本部保管) 給食でアレルギー対応を希望する場合は【様式6】の提出を依頼 ↓ エピペン®所有者には【様式5】の提出を依頼 また、各種様式を取りまとめた「個人ファイル」を作成 ※アレルギー対応食を希望する場合は市教委が面接の日程を調整する。	3月～4月 学校で保管している【様式3】を返却し、内容の確認を保護者に依頼 ↓ ・変更がなければ押印して提出 ・変更があればその旨を記入し、押印して提出 ※学校生活管理表(様式4)は毎年提出する。 ※転出する場合 市内 転出書類と一諸に【様式3】を送る 市外 保護者に【様式3】を返却する	随時 【様式3】をもとに、市教委が学校と相談して面談の日程を調整 ↓ 学校での配慮を要する場合、または希望する場合は、学校生活管理指導表【様式4】の提出を依頼(1部市教委保管、1部消防本部保管) 給食でアレルギー対応を希望する場合は【様式6】の提出を依頼 ↓ エピペン®所有者には【様式5】の提出を依頼 また、各種様式を取りまとめた「個人ファイル」を作成 ※アレルギー対応食を希望する場合は市教委が面接の日程を調整する。
学校における教職員の共通理解	食物アレルギー対応委員会を開催し、個々の児童生徒の対応を確認する。 内容を全教職員へ周知徹底する。 ↓		
対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応給食の開始		
対応の解除	保護者からの処方解除・管理不要の連絡 → 【様式7】の提出を依頼		

【様式1】…食物アレルギー調査について

【様式2】…食物アレルギー調査票の提出について

【様式3】…食物アレルギー個人調査票

【様式4】…学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

【様式5】…アドレナリン自己注射(エピペン®)に関する依頼書

【様式6】…学校給食食物アレルギー対応申請書

【様式7】…学校給食食物アレルギー対応解除申請書

(様式については、P.26～ 参照)

○ 中学校における食物アレルギー対応の流れ

	就学時	進級時	転入および新規発症
食物アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握	3月 中学進学にあたり、食物アレルギーを有している児童の【様式3】は、小学校から中学校へ送付。 (卒業時まで中学校で保管)	4月 学校で保管している【保健調査票】を返却し、内容の確認を保護者に依頼 ・変更がなければ押印して提出。 ・変更があればその旨を記入し、押印して提出。	随時 学校から【保健調査票】を配付。保護者に記入してもらい、回収。 (【保健調査票】をもとに配慮を要する生徒を確認) 市内への転出 *転出校から保護者へ返却→【保健調査票】、【様式4】 *転出校から転入校へ送付→【様式3】 市外への転出 *転出校から保護者へ返却→【保健調査票】、【様式4】、【様式3】
	4月 学校から【保健調査票】を配布。保護者に記入してもらい、回収。 (【保健調査票】をもとに配慮を要する生徒を確認)		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">食物アレルギーあり</div> 		
	<p>○アナフィラキシー、アナフィラキシーショックに至ったことがあるのかを確認 ○エピペン®を処方されているのかを確認</p> <p style="text-align: right;">○食物アレルギーを有する生徒として全教職員に周知</p>		
対応生徒の把握・対応内容の把握・対応の開始	4月～5月	随時	
	<p>学校での配慮を要する場合、または希望する場合は、必要に応じて学校と保護者が面談を行い、食物アレルギーの症状について確認。</p> <p style="text-align: center;"></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> ①学校での配慮を要する、または希望する場合 ②エピペン®が処方されている場合 </div> <p>①②のいずれかに該当する生徒は、保護者に学校生活管理指導表【様式4】の提出を依頼。 ※提出された【様式4】は学校で管理保管。 ※【様式4】は保護者同意のもと、写し2部を市教委へ送付。(1部 市教委保管、1部 消防本部保管) ※学校生活管理指導表【様式4】は毎年提出。変更が生じた場合は、その都度、更新してもらう。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>○基本的にエピペン®所有者は自己管理。当該生徒自身が所持携帯する。 ※エピペン®について、学校での管理を保護者が要望した場合は【様式5】の提出を依頼。 →【様式5】は学校保管。処方解除、または管理不要となったら、保護者へ返却。</p>		
教職員の共通理解	<p>・食物アレルギー対応委員会を開催し、個々の生徒の対応を確認。内容を全教職員へ周知徹底。</p> <p style="text-align: center;"></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">牛乳給食と配食弁当について</div> <p>①牛乳給食について → 事前に個別に確認を行い、希望をとる。 ②配食弁当について → 配食弁当については除去食・代替食はありません。各自で献立を確認し注文。 もしくは、各家庭で用意。自己責任で管理する。 ※食物アレルギーのある生徒は、食物以外のアレルギーも有している現状があり、食物以外のアレルゲンにおいてもアレルギー症状を呈する可能性があるため、食物アレルギーのほかに、その他のアレルギーについても注意が必要である。学校生活において気になりな事等あった場合は、保護者と連携し、配慮事項を確認。</p>		
	<p>* 中学校卒業時には、【保健調査票】【様式3】【様式4】【様式5】等、食物アレルギーに関する学校へ提出されていた書類を保護者へ返却。</p>		

2 食物アレルギー対応の流れ

個別面談のポイント

★詳細な海老名市での「食物アレルギー対応の流れ」については P3・4 ページ参照

【確認すること】

- 「各種様式をまとめた個人ファイル」・「学校生活管理指導表」の記載内容。
- 医療機関への受診状況。
- 過去に経験した具体的なアレルギー症状の把握。
- アレルゲン除去と農薬・添加物などの一般的な「食の安全」に対する要望との区別。

【理解を求めること】

- 給食の供給体制を説明。
- 対応できることと、できないことを示す。
- 詳細な献立表は、保護者が責任を持って確認する。
- 完全除去を医師から指示されている児童生徒は、アレルギーの原因食品が提供される日は、家庭からの弁当持参などの対応になること。

【緊急時の対応のこと】

- 学校に持参する薬剤の有無。
- 薬剤の保管方法、使用するタイミング。
- エピペン®携帯者の場合はその取扱い。
- 保護者への連絡方法。
- 緊急時の医療機関への受診方法。

【情報共有への同意のこと】

- 教職員、教育委員会、消防本部で情報共有することについて、同意を求める。
- アレルギーがあることを、クラス全体で情報共有することについて、同意を求める。



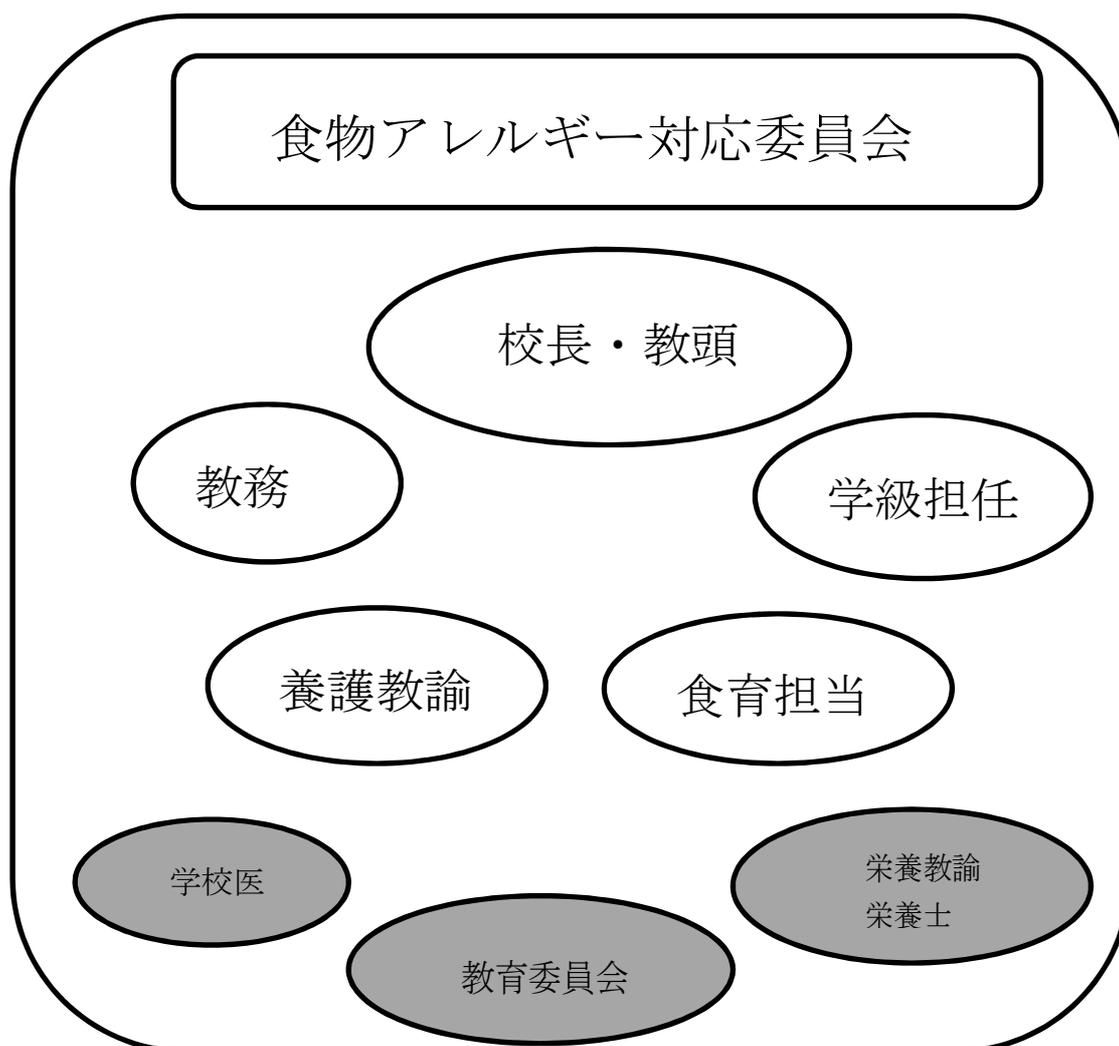


体制づくり

- ・食物アレルギー対応委員会は、必要時に校長が、招集する。

【食物アレルギー対応委員会での検討・確認事項】

- ①アレルギー疾患に対する学校の考え方
- ②取り組み実践までの流れ
- ③個人情報の管理及び教職員の役割分担
- ④緊急時の対応体制
- ⑤具体的な取り組み内容（個々の児童生徒で対応）



【食物アレルギー対応委員会 関係職員の役割分担】

食物アレルギー対応委員会 関係職員	校長 ・ 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係職員の共通理解を図るために「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(日本学校保健会)」及び「海老名市食物アレルギー対応の手引き」に基づき指導する。 ② 食物アレルギー対応委員会を設置・招集する。 ③ 主治医、学校医への継続的な情報提供と協力を依頼する。 ④ 各種様式を取りまとめた「個人ファイル」の管理を行う。(保管場所・内容は、教職員に周知徹底する。) ⑤ 食物アレルギー対応委員会での決定事項を保護者に伝え了解を得る。 ⑥ 校内研修等を企画する。
	教務 食育担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員で連携を図る。
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や、連絡先を学級担任と共有する。 ② 食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知する。また、他の校内職員と連携を図る。 ③ 各種様式を取りまとめた「個人ファイル」の場所・内容について職員に周知する。
	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ① 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、養護教諭、食育担当との連携を図る。 ② 養護教諭、食育担当と協力して、各種様式を取りまとめた「個人ファイル」を作成。 ③ 保護者からの申出を関係職員に伝え、共通理解を図ると共に、緊急時の対応を周知する。 ④ 食物アレルギー対応に必要な児童生徒が在籍している場合は、給食時に事前チェックを行う。 ⑤ 食物アレルギーを有する児童生徒に対して共通認識が持てるよう、他の児童生徒に対し、学級で食物アレルギーの指導を行い、正しく理解させる。 ⑥ 懇談会などの機会を通して、クラスの保護者に食物アレルギーのある児童生徒がいることを周知する。
	栄養教諭 栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ① 食物アレルギー対応委員会(仮称)及び保護者との個別面談で、食物アレルギー対応に必要な児童生徒のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。 ② 食品のアレルゲンチェックをし、保護者へ配付する資料を作成する。
	学校医	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校と連携し、必要に応じ専門的観点からの指導助言を行う。
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① アレルギーのある児童生徒の保護者へ、文書提出を依頼。 ② 具体的取り組みに関する保護者との面談。

【その他アレルギーを有する児童生徒に関係する者の役割】

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や、各種様式を取りまとめた「個人ファイル」の内容を情報共有する。 ② 緊急措置方法等について共通理解を図る。 ③ 学級担任が不在の時、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーのある児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ① 食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、対応の内容を確認する。 ② 栄養教諭、栄養士の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。

3 学校における指導と配慮

【当該児童生徒への指導と配慮】

食物アレルギー対応に対して、保護者の十分な理解や協力を得る必要があるため、保護者とは密に連絡をとるとともに、主治医とも連携をとりながら適切に対応することが必要である。また、当該児童生徒の発達段階に応じて、自己管理能力が育成できるよう下記のような指導や助言を行うことが大切である。

①自分自身がアレルギー反応を起こす食品を見分ける。

自分が食してはいけない食品や、食することはできるが量などの制約がある食品について正しく理解する。また、加工食品や調味料などには、原形と違った形でアレルゲンが含有されている場合があることなどを発達段階に応じて理解する。

②自分自身がアレルギー反応を起こす食品を食さない。

アレルギー反応を起こす食品については、その理由を説明して食さないことや、中身がよくわからないものについては、食さないことなどを理解する。

③自分自身のアレルギー反応を把握できる。

食物を摂取することによって生じるアレルギー反応には、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状、アナフェラキシー症状などがあることを理解し、自分の身体にも同様の反応があった場合は、適切な対処が必要であることを理解する。

④自分自身のアレルギー反応に対処できる(薬、周囲への説明など)。

アレルギー反応が起きたときには、必ず学級担任等に状況を説明し(友だちを通じての場合も含めて)薬の服用など適切な処置を行う。下校後の場合は身近な大人に状況を説明する。

【学級内における指導と配慮】

食物アレルギーを有する児童生徒に対応するときに、当該児童生徒の心の負担になったり、他の児童生徒からのいじめや仲間はずれのきっかけにならないように、個々の児童生徒や学級の実態を踏まえてきめ細かな配慮や指導が大切である。具体的な指導例として、次のようなことが考えられる。

①食物アレルギーは、好き嫌いによるものではない。個人によってアレルギー反応の起きる食品やアレルギー反応の様子は違うこと、場合によっては、生命に関わる重大なことがあることを伝える。

②食物アレルギーは、生命に関わることもあるので、該当の児童生徒が食さないように、周囲の協力が必要であることを理解させる。食さなくても、肌にかかるだけでアレルギー反応を起こす食品があることを理解させる。

【食物・食材を扱う授業・活動における指導と配慮】

①教科指導・遠足・校外学習等

- 学級担任及び教科担任は、調理実習の材料を保護者へ伝え、保護者はアレルギーとなる食品が含まれていないかを確認する。中学校においては、保護者と連携し、事前に十分な確認を行ったうえで生徒は自己管理のもと参加する。
- 保護者や学級担任で連絡をとりあい確認する。
- 児童生徒同士で調理内容を決める際、必ず食材内容を確認する。
- 友だち同士での弁当や菓子類のやりとりに注意する。
- 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に配慮する。(例：牛乳パックを洗浄または使用する授業、ソバ打ち体験授業、小麦粘土を使用する授業、植物の栽培、掃除、等)
- 運動により食物アレルギーを発症する児童生徒に留意する。

◎食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせにより、はじめて症状が誘発されます。このため、運動前4時間*以内は原因食物の摂取を避け、食べた場合は以後4時間の運動を避ける必要があります。症状が誘発される運動の強さには個人差がありますので、保護者と相談して決める必要があります。運動をする予定があれば、原因食物を4時間以内に摂取しないようにし、逆に原因食物を食べる場合には食べてから4時間は運動しなければなりません。

*多くの場合は原因食物の摂取後、2時間以内の運動で発症するとされていますが、確実に症状を起こさない間隔ということでここでは4時間としています。

②宿泊を伴う学習（修学旅行等）

事前準備関連

- 学級担任は、各種様式を取りまとめた個人ファイルと事前の健康調査をもとに、対象児童生徒のアレルギーをチェックする。
- 行事担当者は、宿泊先や昼食場所での食事内容について、行程と共に献立と成分表の提出を依頼する。(除去食、代用食が可能かどうか確認する。)
- 学級担任・養護教諭は、取り寄せた資料をもとにアレルギーチェックをして保護者にもチェックをしてもらう。
- 行事担当者は、旅行業者・宿泊施設等アレルギー対応を依頼・確認する。

旅行業者・宿泊施設との交渉関連

- 行程と共に、献立と成分表を早めに提出してもらい確認する。(保護者連絡)
- 保護者からの献立対応要望を考慮し、除去食、代替食が可能か確認をする。
- そばアレルギーがある児童生徒の部屋の枕は""そばがら""でないものを用意してもらう。可能な限り、同フロア又は全館対応を依頼する。

○周辺の医療機関のリストアップをしておく。

学級担任・養護教諭の対応関連

○緊急時の連絡体制、対応、搬送先などについて保護者と確認し、全関係職員が共通理解を図っておく。（班別行動時は特に連絡体制の徹底を図ること）

○必要に応じて主治医の先生の助言を受ける。

○保護者に対して

- ・学校行事のスケジュールや内容で、注意が必要な対応の有無を学級担任へ連絡するように依頼する。
- ・昼食、ホテルなど宿泊先での献立や成分表等を渡しチェックしてもらい。自由行動及び班別行動での食事内容にも注意してもらい。
- ・症状が出たときの対応、使用する薬、使い方などについて主治医の先生と確認しておくよう伝える。
- ・薬は本人が持参する。

*原則として自分で使用できるように事前に十分説明をしておいてもらう。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

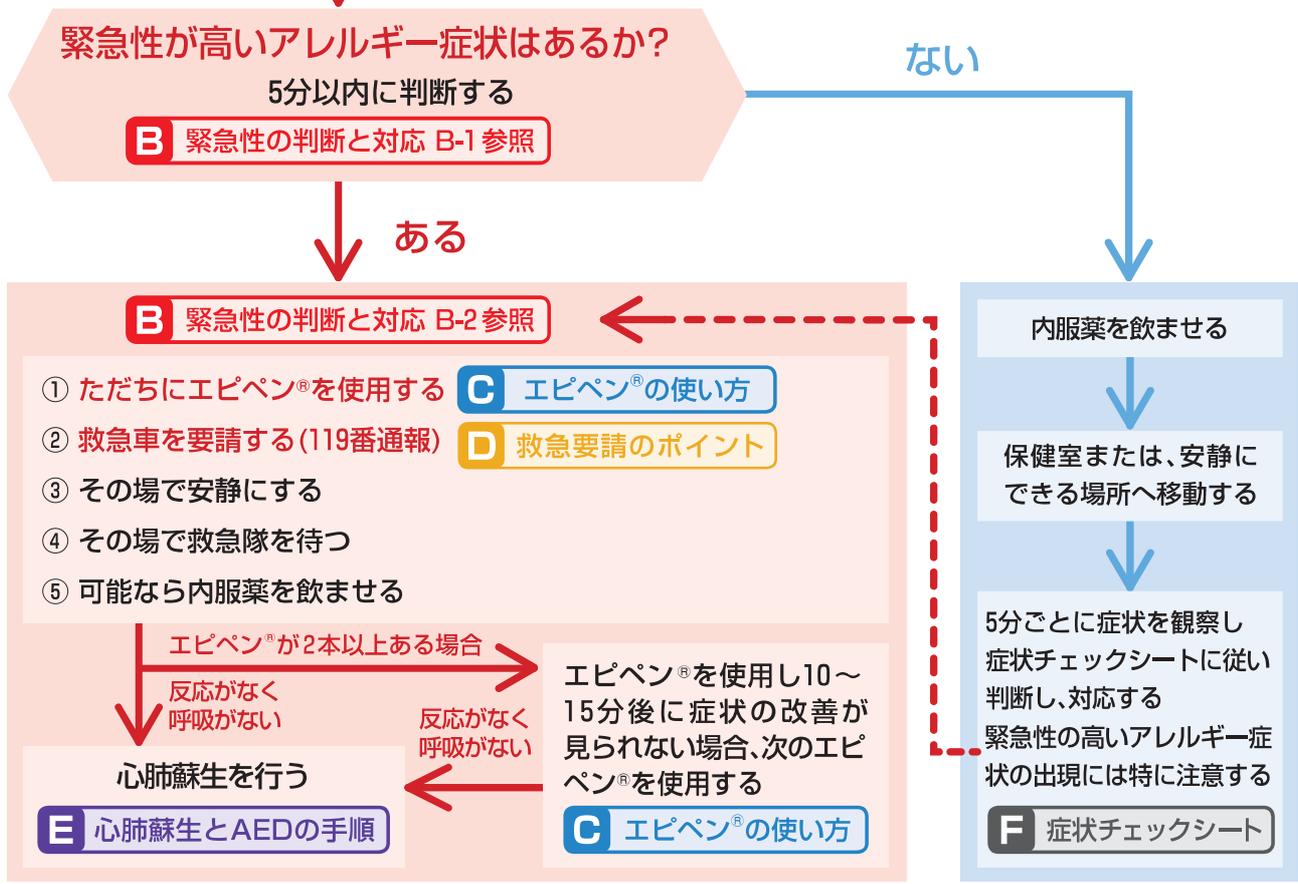


発見者が行うこと

- ① 子供から目を離さない、ひとりにしない
- ② 助けを呼び、人を集める
- ③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

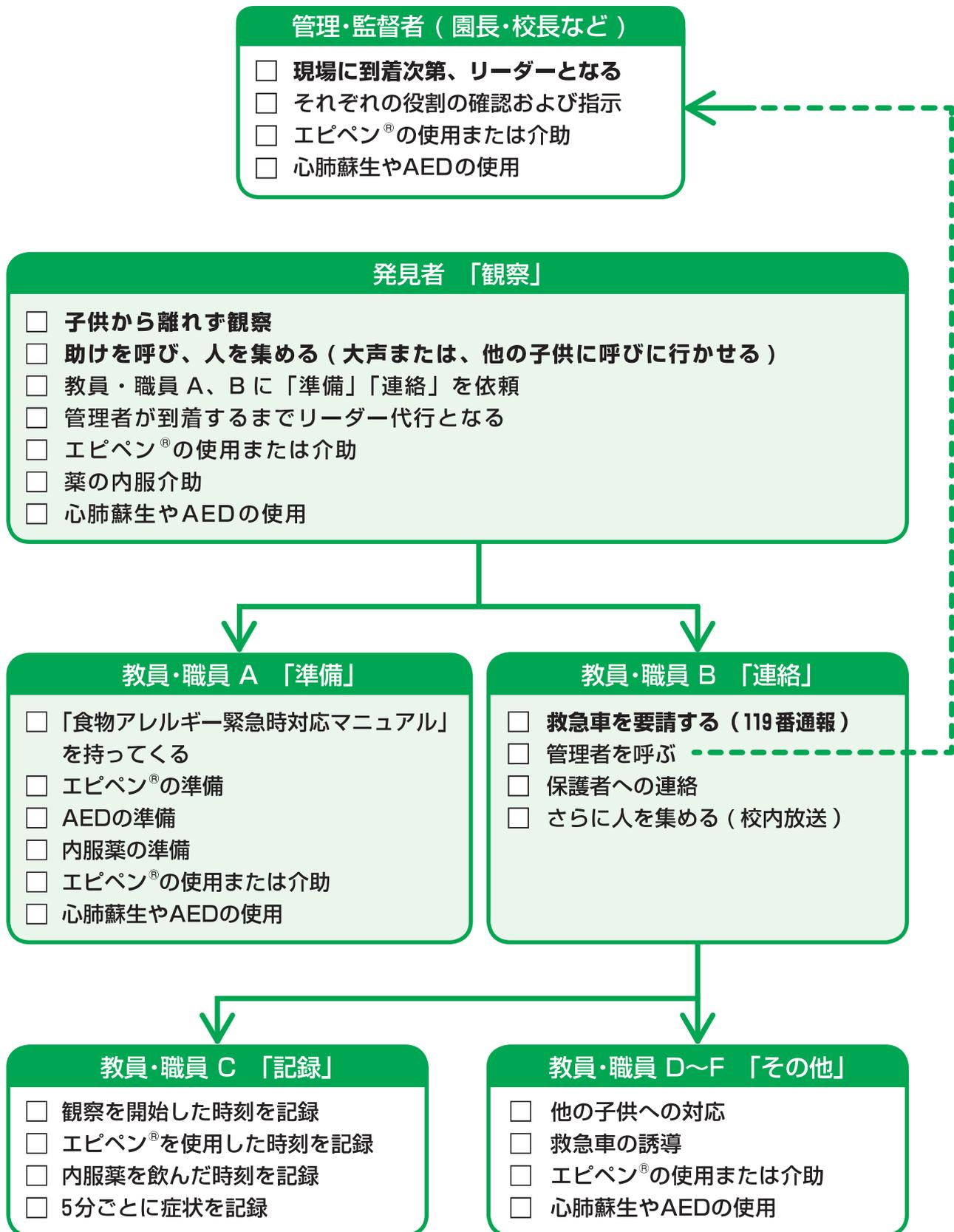
アレルギー症状	
全身の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い 	呼吸器の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・のどや胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー
消化器の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・腹痛 ・吐き気・おう吐 ・下痢 	皮膚の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる
顔面・目・口・鼻の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の違和感、唇の腫れ 	



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

→ **C** エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

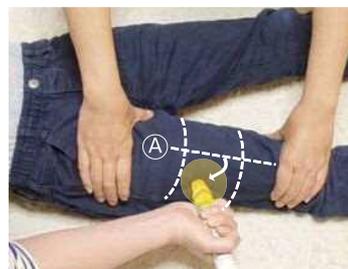


介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、
火事ですか？
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区（市町村）○町
○丁目○番○号
○○保育園
（幼稚園、学校名）です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が
給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える



あなたの名前と
連絡先を教えてください

私の名前は
○×□美です。
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

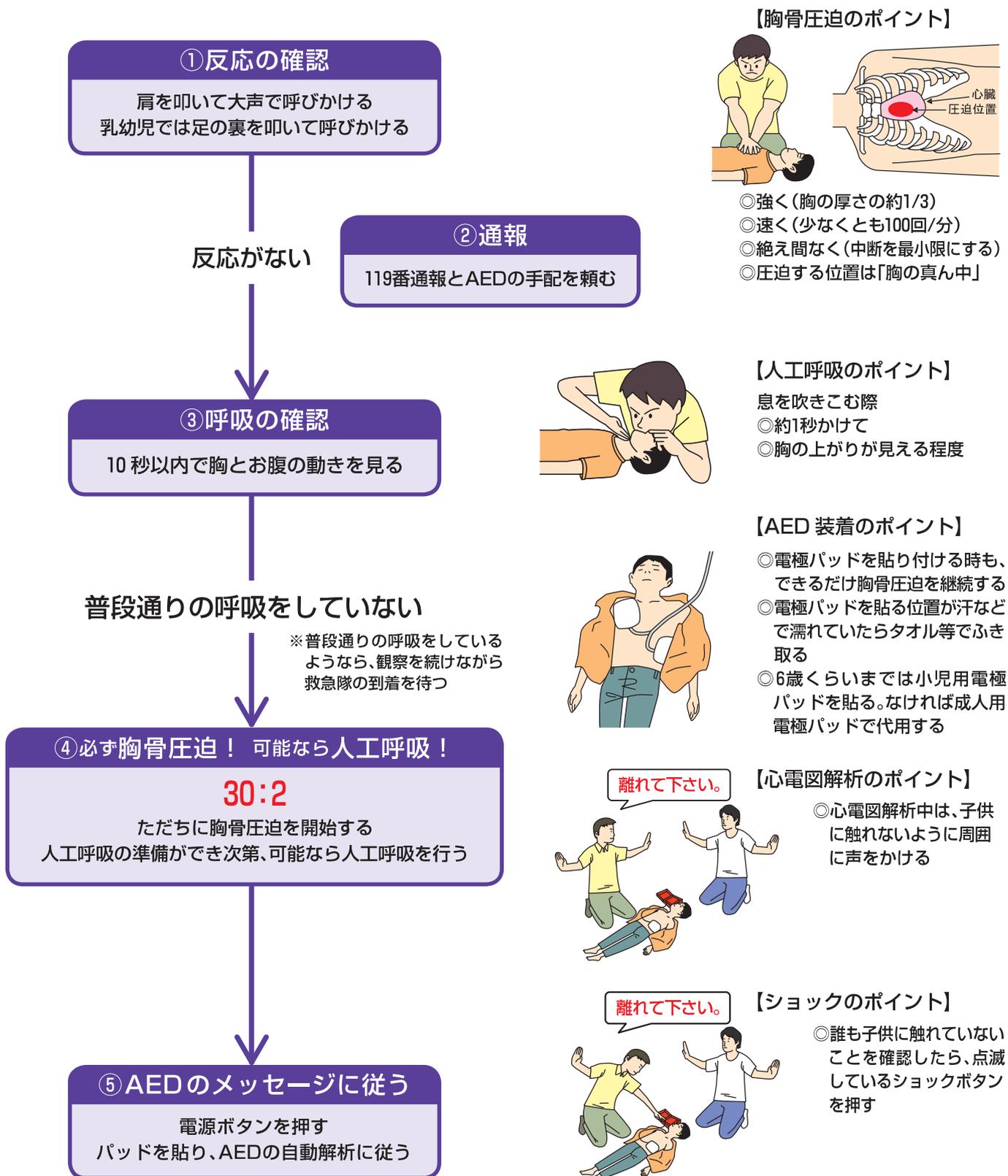
119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の 症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器 の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器 の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・ 鼻・顔面 の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の 症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

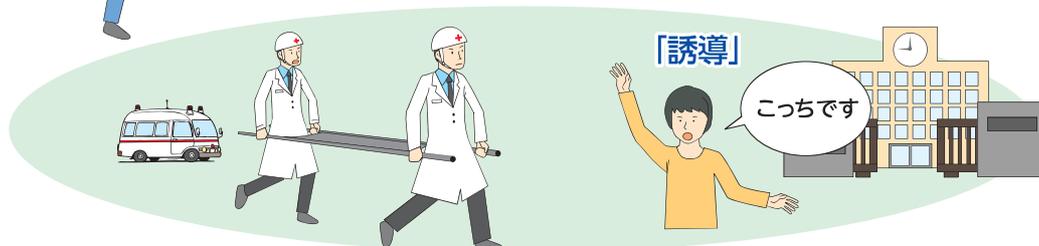
- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン[※]を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン[®]、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン[®]や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン[®]使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応ガイドブック」（平成 22 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは

(http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/) よりダウンロードできます。



監 修：東京都アレルギー疾患対策検討委員会
編集・協力：東京都立小児総合医療センター アレルギー科
東京消防庁・東京都教育委員会
発 行：東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課
〔問い合わせ先〕 神奈川県教育委員会 保健体育課
電話 045 (210) 8309

(この冊子は、東京都の許諾を得て作成しました)

第2部 学校給食における食物アレルギー対応

1 食物アレルギー対応の基本方針

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化に伴い、特定の食物を摂取することによっていわゆるアナフィラキシーショックなどのさまざまなアレルギー症状を発症するケースが増えております。

学校給食においても、食物アレルギーを有する児童・生徒への個別対応が課題となっており、海老名市では、学校と調理場の状況を踏まえ、安全性が十二分に確保された方法により対応を進めてまいります。

- ①学校では、食物アレルギー対応委員会を設置することとする。
- ②食物アレルギーの児童・生徒に関する情報を共有し、緊急時の対処について認識する。
- ③献立表およびアレルギー食品一覧表を作成し、適切な対応を行う。
- ④アレルギーの原因食品が提供される場合、医師から完全除去を指示されている児童・生徒は、原則家庭からの弁当持参とする。欠食分については給食費を減額する。
- ⑤安全を第一と考え、食物アレルギー対応食を希望している場合、面談の後提供可能かどうか検討し、決定する。

2 食物アレルギー対象者の把握と

食物アレルギー対応食の決定

【アレルギー疾患のある児童・生徒の把握】

- ① 実態の把握は【食物アレルギー個人調査票（様式3）】等をもとに行う。
- ② 保護者から申し出があった場合は、必要に応じて個別面談を行う。何らかの対応が必要と判断された場合は【学校生活管理指導表（様式4）】の提出を依頼する。

《個別面談対応に当たり配慮すること》

- ア 小学校入学に当たり、幼児期に指示された食物が、現在も引き続き除去を必要とするか、改めて医療機関で助言を受けるよう勧める。
- イ アレルゲンを含む食材について、保護者が児童・生徒自ら除去できるよう指導しているか確認する。
- ウ 調理施設の状況を説明し、食物アレルギー対応食として「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え、理解を得る。
- エ 学校給食の提供において、何らかの配慮を必要とする場合は、アレルゲンを含む食材の提供は行わないことを伝え、弁当の持参等の理解を得る。
- オ 個人情報の保護に十分留意し、適切に引き継いでいくことを伝える。

【食物アレルギー対応食の決定】

- ① 学校内で食物アレルギー対応委員会を以下の教職員で構成し対応を図る。
〈校長、教頭、教務担当、担任（決定次第）、養護教諭、食育担当、栄養教諭等〉
- ② 【食物アレルギー個人調査票（様式3）】を基に、個別面談を実施する児童・生徒を決定する。
- ③ 個別面談で把握したアレルギー症状および原因食品を踏まえて、学校の事情や他の児童・生徒との関係も含めて協議し、実際の対応を決定する。
- ④ 給食で何らかの対応（管理）をする場合は、以下の書類を保護者から求めるとともに、食物アレルギー対応委員会で最終判断を行う。除去食・代替食等の食物アレルギー対応食を希望する場合は、学校および教育委員会とともに判断する。
 - ・対象者全員……【学校生活管理指導表 様式4】
 - 【学校給食食物アレルギー対応申請書 様式6】

※翌年度も給食の対応を継続する場合

年1回の【学校生活管理指導表 様式4】の提出が必要であることを伝え、進級までに提出していただく。

※食物アレルギー対応食解除の場合

医師の診断で除去解除となった場合は【学校給食食物アレルギー対応解除申請書（様式7）】の提出をもって給食における対応を終了とする。

3 食物アレルギー対応の実施方法

小学校における学校給食アレルギー対応は、以下のとおりとする。

- 【1】原因食品の除去のみの対応
- 【2】弁当対応
- 【3】食物アレルギー対応食での対応

*いずれの場合も【学校生活管理指導表（様式4）】の提出が条件となり、医師の指示の下、行うものとする。

【1】原因食品の除去のみの対応

《目標》 献立の詳細な内容を保護者と学級担任が確認し、児童生徒各自で除去対応を行う。

※対応手順については次頁参照

【2】弁当対応

《目標》

- ・弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。
- ・アレルギー原因食品が含まれない適切な学校給食を提供する。

アレルギーの原因食品が提供される日については、保護者からの連絡をもとに、弁当を持参した児童の対応にあたる。

〔持参する弁当の種類と対応〕

① 弁当持参→配食なし

〔 主食・副食にアレルギーの原因食品が含まれる場合
毎日弁当持参の場合 〕

② 一部弁当持参

〔 主食のみ持参→副食を配食
副食のみ持参→主食および副食にアレルギー原因食品を含まない
副食を配食 〕

《留意点》

- ・調理施設の状況を説明し、食物アレルギー対応食として「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え、弁当の持参について保護者の理解を得る。
- ・担任は、該当児童がアレルギー原因食品に接触、誤配、誤食しないように十分配慮する。
⇒アレルギー除去食一覧表（参考資料）の活用

【1】【2】共通 対応手順

担当 順番	教育委員会	管理職	食育担当	学級担任 またはそれに代わる者	保護者および本人
1	翌月分の献立表、加工食品の原材料一覧、アレルギー確認票を作成し、各学校へ配付する。				
2			①で作成されたものを該当児童に配付する。		
3					加工食品の原材料一覧をもとに、該当児童が除去する食品を確認する。アレルギー確認票に朱書でバツ印をし、学校へ提出する。
4				保護者からの報告(アレルギー確認票)の内容を、管理職・養護教諭等に伝え、共通理解を図る。	
5				給食準備の際には、誤配等が起こらないように給食指導を行う。	
6				除去する食品を本人と一緒に確認する。	場合によっては給食時に保護者に付き添ってもらう。
7				給食後の児童の健康状態を継続的に確認する。	
8		アレルギー確認票の原本を市教委へ提出し、還付金の請求を行う。 ※管理職または任命者が行うものとする。			

* 給食指導については、別ページにあります「小学校給食における対応と留意点」について参照してください。

【3】食物アレルギー対応食での対応

《目標》・アレルギー原因食品を除いた学校給食を提供する。

- ・アレルギー原因食品を除き、それに代わる食材を補い、栄養価を考慮した学校給食を提供する。

◎食物アレルギー対応食の実施基準

調理や配食について下記の条件が十分に整っており、安全な給食の提供が可能と学校および教育委員会が判断した場合に限り食物アレルギー対応食の提供を行うものとする。

《対象者について》

- ① 医師の診断により、特定の食物に対して対応の指示が【学校生活管理指導表（様式4）】により明記されていること。
- ② 年1回以上の【学校生活管理指導表（様式4）】の提出があること。
- ③ 【学校給食食物アレルギー対応申請書（様式6）】の提出があること。

《調理施設》

- ① 調理室内にアレルギー食調理用の専用スペースを確保してあること。
- ② 可能な限り専用の調理器具が備わっていること。

《人的環境》

- ① 食物アレルギーに知識のある調理員が、一定時間食物アレルギー対応食の調理に専念していること。
- ② 調理作業は的確に行い、食物アレルギーの原因食品が混入がないように区別して調理していること。
- ③ 食物アレルギー対応食のおかわりは無。
- ④ 調理後、栄養士・アレルギー担当調理員がチェックを行っていること。
- ⑤ 配送後、配膳員（調理員）・職員室在室職員・担任がチェックを行っていること。
- ⑥ 食物アレルギー対応食を食べる児童がいることを、当該学級の児童・保護者へ周知できていること。

4 小学校給食時における対応と留意点

対応	1 除去のみ	2 弁当持参	3 食物アレルギー対応食										
事前準備	翌月分の加工食品の原材料一覧の配付 およびアレルギー確認票の配付・回収		アレルギー対応献立表、加工食品の原材料 一覧の配付										
給食準備中	<p>児童の発達段階により、必要に応じて担任の指導のもと確実に除去できるようにする。</p> <p>・該当児童にアレルギー食品を除いた給食を配膳する。 (本人が取りに行く)</p>	<p><弁当の保管場所> 教室の所定の場所</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> <p>東柏ケ谷小</p> </td> <td style="width: 50%; padding-left: 5px;"> <p>食の創造館</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・対応食以外の給食を配膳する。 (本人が取りに行く) </div> </td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> <p>確実に該当児童に届くよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>担任が確認しながら、配膳を行う。本人が取りに行く。</p> </td> <td style="padding-left: 5px;"> <p><代替食の保管場所> 配膳員が職員室の所定の場所に届ける</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>職員室まで本人が取りに行く。(保管ケースのままの状態)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教室で担任が確認をする ※行程ごとに所定の場所にサインをする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・該当児童の配膳は最初に行い、誤配がないよう 担任が確認する。 ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する。 ・座席等も配慮する。 </div> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	<p>東柏ケ谷小</p>	<p>食の創造館</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・対応食以外の給食を配膳する。 (本人が取りに行く) </div>		<p>確実に該当児童に届くよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>担任が確認しながら、配膳を行う。本人が取りに行く。</p>	<p><代替食の保管場所> 配膳員が職員室の所定の場所に届ける</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>職員室まで本人が取りに行く。(保管ケースのままの状態)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教室で担任が確認をする ※行程ごとに所定の場所にサインをする。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・該当児童の配膳は最初に行い、誤配がないよう 担任が確認する。 ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する。 ・座席等も配慮する。 </div>			
	<p>東柏ケ谷小</p>	<p>食の創造館</p>											
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・対応食以外の給食を配膳する。 (本人が取りに行く) </div>													
<p>確実に該当児童に届くよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>担任が確認しながら、配膳を行う。本人が取りに行く。</p>	<p><代替食の保管場所> 配膳員が職員室の所定の場所に届ける</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>職員室まで本人が取りに行く。(保管ケースのままの状態)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教室で担任が確認をする ※行程ごとに所定の場所にサインをする。</p>												
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・該当児童の配膳は最初に行い、誤配がないよう 担任が確認する。 ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する。 ・座席等も配慮する。 </div>													
給食時間(担任)	除去して食べていることを確認する。	<p>食べる前に該当児童に確認させる。</p> <p>該当児童の分として配食されたものを食べているかを確認する。</p> <p>対応食は他の食器に移さず、そのままの容器で食べる。</p> <p style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・接触や誤食がないように十分配慮する。 </div> </p>											
給食終了後			<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> <p>食べ終わった食器と残菜はクラスのワゴンに置く。</p> </td> <td style="width: 50%; padding-left: 5px;"> <p>食べ終わった食器と残菜はそのままの保管ケースに収め、職員室に戻す。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する ・該当児童の健康観察を行う。 </div> </td> </tr> </table>	<p>食べ終わった食器と残菜はクラスのワゴンに置く。</p>	<p>食べ終わった食器と残菜はそのままの保管ケースに収め、職員室に戻す。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する ・該当児童の健康観察を行う。 </div>							
<p>食べ終わった食器と残菜はクラスのワゴンに置く。</p>	<p>食べ終わった食器と残菜はそのままの保管ケースに収め、職員室に戻す。</p>												
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・原因食品が該当児童に付着しないよう注意する ・該当児童の健康観察を行う。 </div>													

各様式使用方法

様式	児童・生徒の状態	対応及び配付物		保管と提出
【様式1】 (全児童)	食物アレルギー なし	管理不要		原本を 市教委へ
	食物アレルギー あり	【様式2】 および【様式3】 の配付 →【様式3】 へ		
【様式3】	アレルギーが給食食材 に使用されない	経過観察		コピーを 市教委へ
	アレルギーが給食食材 に使用される	給食時の配慮 なし	経過観察	
		何らかの配慮が 必要（アレルゲ ン食品一覧表・ アレルギー対応 献立の配付含）	【様式4】 の配付 →【様式4】 へ	原本は 学校保管
【様式4】 (要面談)	<input type="checkbox"/> 原因食品の 除去のみ <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対 応食提供希望者	①加工食品の原材料一覧の配付、掲示 （教室掲示は、誤配のないよう、各学校で工夫した ものを掲示してもよい） 場合によっては、弁当持参 ②アレルギー対応献立表 ③加工食品の原材料一覧 } 配付 ・申込時・・・【様式6】 の提出 ・解除時・・・【様式7】 の提出		提出者全員 のコピーを2 部、市教委へ 提出 （1部市教 委、1部消防 本部） 年1回以上 の提出が必 要
【様式5】	対象者・・・エピペン®保有者が学校に管理を依頼するための書類			コピー1部を 市教委へ 原本は学校 保管
【様式6】 および 【様式7】	給食でアレルギー対応を希望する場合、保護者が記入 ・【様式6】・・・食物アレルギー対応食提供開始時 ・【様式7】・・・食物アレルギー対応食提供解除時			原本を市教 委へ コピー1部を 学校保管
参考資料	医師により除去を指示されている食材を一覧表にまとめる。 (複数の食材があるときに便利)			学校保管

平成 年 月 日

就学前児童保護者 各位

海老名市教育委員会

食物アレルギー調査について

以下の項目について回答をお願いします。本調査は、給食対応を検討する基礎資料となりますので、お子様の現在の状況を記入の上、必ずご提出ください。

本調査内容については、秘密厳守で取り扱います。なお、在学中にあらたに食物アレルギーと診断を受けた場合は、学校までご連絡ください。

就学予定校	海老名市立〔 〕 小学校	
ふりがな		
児童氏名	男 ・ 女	

★下記の問いの該当するものに○印をつけてください。

問1 現在、お子様に食物アレルギーはありますか。

はい ・ いいえ

～～～「はい」とお答えいただいた方は「問2」以下の質問へおすすみください。～～～

問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください。

原因となる食物名	原因となる食物を食した時に現れる症状

問3 食物アレルギーで医師の診断を受けたことがありますか。

ある ・ ない

問4 アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。

ある ・ ない

本調査はこれで終了です。お子様の食物アレルギーがある・なしに関わらず、全員ご提出ください。ご協力ありがとうございました。

※なお、問1の質問 「現在、お子様に食物アレルギーはありますか。」に

「はい」と回答された方は、結果のお知らせの後、職員より必要書類をお受け取りください。

平成 年 月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会

食物アレルギー調査について

以下の項目について回答をお願いします。本調査は、給食対応を検討する基礎資料となりますので、お子様の現在の状況を記入の上、必ずご提出ください。

本調査内容については、秘密厳守で取り扱います。なお、在学中にあらたに食物アレルギーと診断を受けた場合は、学校までご連絡ください。

学校名	海老名市立 [] 小学校	年 組
ふりがな		
児童氏名		男 ・ 女

★下記の問いの該当するものに○印をつけてください。

問1 現在、お子様に食物アレルギーはありますか。

はい ・ いいえ

～～～「はい」とお答えいただいた方は「問2」以下の質問へおすすみください。～～～

問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください。

原因となる食物名	原因となる食物を食した時に現れる症状

問3 食物アレルギーで医師の診断を受けたことがありますか。

ある ・ ない

問4 アナフィラキシーショックを起こした経験がありますか。

ある ・ ない

本調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

※なお、問1の質問 「現在、お子様に食物アレルギーはありますか。」に 「はい」と回答された方は、別紙（様式3）にもご記入ください。

平成 年 月 日

就学前児童保護者 各位

海老名市教育委員会

食物アレルギー調査票の提出について

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

学校給食の提供にあたりまして食物アレルギーを持つお子様に対する対応は個々の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

つきましては、食物アレルギー個人調査票をご記入いただき、ご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、食物アレルギー対応食につきましては、共同調理場（食の創造館）での調理により給食の提供を行っている12校において、**卵・乳の代替食**を提供しております。希望される方は市教育委員会学校教育課（☎235-4921）にご相談ください。

また、食物アレルギーの個別面談は、必要に応じて実施させていただきます。

1 提出書類

「食物アレルギー個人調査票」【様式3】〔保護者記入〕

2 提出期限 新入学児童保護者説明会時（例年1月から2月に実施します。日程は別途ご案内します。）

3 提出先 海老名市立 小学校

《アレルギー対応までの流れ》

①就学時健診時【様式1】提出 → 【様式3】配付

②新入学児童保護者説明会時【様式3】提出 → 市教育委員会と面談

③面談の結果、給食での対応が必要な場合、入学後、次の書類を提出
・学校生活管理指導表【様式4】

平成 年 月 日

東柏ヶ谷小学校
就学前児童保護者 各位

海老名市教育委員会

食物アレルギー調査票の提出について

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

学校給食の提供にあたりまして食物アレルギーを持つお子様に対する対応は個々の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

つきましては、食物アレルギー個人調査票をご記入いただき、ご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、東柏ヶ谷小学校では、単独調理場（自校式給食）での調理により給食の提供を行っております。食物アレルギー対応食につきましては、希望される方は、新入学児童保護者説明会の際にご相談ください。

また、個別面談については、必要に応じて実施させていただきます。

1 提出書類

「食物アレルギー個人調査票」【様式3】〔保護者記入〕

2 提出期限 新入学児童保護者説明会時（例年1月から2月に実施します。日程は別途ご案内します。）

3 提出先 海老名市立東柏ヶ谷小学校

《アレルギー対応までの流れ》

①就学時健診時【様式1】提出 → 【様式3】配付

②新入学児童保護者説明会時【様式3】提出 → 市教育委員会と面接

③面接の結果、給食での対応が必要な場合、入学後、次の書類を提出
・学校生活管理指導表【様式4】

平成 年 月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会

食物アレルギー調査票の提出について

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食の提供にあたりまして食物アレルギーを持つお子様に対する対応は個々の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

つきましては、食物アレルギー個人調査票をご記入いただき、ご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、食物アレルギー対応食につきましては、共同調理場（食の創造館）での調理により給食の提供を行っている12校においては、**卵・乳の代替食**を提供しております。また、東柏ヶ谷小学校では、単独調理場（自校式給食）での調理により給食の提供を行っておりますので、食物アレルギー対応食を希望される方は市教育委員会学校教育課（☎235-4921）にご相談ください。

個別面談については、必要に応じて実施させていただきます。

1 提出書類

「食物アレルギー個人調査票」【様式3】〔保護者記入〕

2 提出期限 平成 年 月 日 ()

3 提出先 海老名市立 小学校

《アレルギー対応までの流れ》

- ① 食物アレルギー調査票【様式1-1】提出 → 【様式3】配付
- ② 期日までに【様式3】提出 → 必要に応じて学校職員と面接
- ③ 面接の結果、給食での対応が必要な場合、次の書類を提出
・ 学校生活管理指導表【様式4】

食物アレルギー個人調査票

ふりがな
児童氏名

男・女

生年月日 平成 年 月 日

年組	1年組	2年組	3年組	4年組	5年組	6年組
記入日	年 月 日					
保護者印	印	印	印	印	印	印

- ★この個人調査票は、6年間使用します。
- ★新たに変更がある場合には、二重線を入れて赤で記入し、学年の特記事項欄に詳しくその旨をお書きください。
- ★変更がない場合には、特記事項欄に斜線をいれて提出してください。
- ★記入年月日、保護者印の押印をお願いいたします。

見本

※実際の様式の大きさはA3になります

海老名市立

小学校

食物アレルギーの原因食物は何ですか。	食物名	アフラトキシン シロイの有无	摂取した際の症状
		有・無	
アレルギー検査を受けたことはありますか。	□ない		
	□ある →	・検査を受けた時期（ 年 月） ・検査の内容 □IgE抗体検査 □食物負荷試験 □その他 ・検査の結果 陽性の食物名（ ）	
現在除去中の食物はありますか。	□ない		
	□ある	除去中の食物はなんですか。 また、その判断はどなたが行っていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> ※食物名とその判断者について 記入例を参考にしてください。 ①医師 ②保護者 ③その他（ ） </div>	
		例) 卵→①	
運動で症状を発症したことはありますか。	□ない		
	□ある →	<input type="checkbox"/> 食事との関連あり <input type="checkbox"/> 食事との関連なし	
症状が出たときに使用する薬はありますか。	□ない		
		<input type="checkbox"/> 内服薬（薬品名） <input type="checkbox"/> ぬり薬（薬品名） <input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射（エピペン®） <input type="checkbox"/> その他（薬品名）	
学校生活上、配慮することはありますか。	□なし		
	□給食について	〔 〕	
	□運動について	〔 〕	
	□その他	〔 〕	

特記事項 ※変更がない場合は、斜線を引いてください。

1 年	2 年	3 年
4 年	5 年	6 年

ふりがな 児童氏名			
住 所			
緊急連絡先 <small>必ず連絡がつくところ</small>	氏 名（ふりがな）	続柄	電話番号
	①		
	②		
	③		
	④		

かかりつけ 医療機関名	医療機関名	電話番号
	主治医名	ID（カルテ）番号

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員及び教育委員会で共有することに同意します。

保護者署名 _____



病型・治療		学校生活上の留意点	
重症度分類 (発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬 (吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 ([「インタール [®] 」]) 4. その他 (_____) B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1. テオファイリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 (_____)	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応 (自由記載)	A. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いいため不可 動物名 (_____) C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 【緊急時連絡先】
病型・治療 A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、濃痂、苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 ([「プロトピック [®] 」]) 3. 保湿剤 4. その他 (_____) B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 (_____) C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 動物名 (_____) C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 (_____) B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 (_____)	A. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いいため不可 動物名 (_____) C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳） _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
アナフィラキシー （あり・なし） 食物アレルギー （あり・なし）	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____) 4. 昆虫 _____) 5. 医薬品 _____) 6. その他（ _____)	B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定	
	C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 種実類・木の実類 《 》 (_____) 7. 甲殻類(エビ・カニ) 《 》 8. 果物類 《 》 (_____) 9. 魚類 《 》 (_____) 10. 肉類 《 》 (_____) 11. その他1 《 》 (_____) 12. その他2 《 》 (_____)	C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） _____) 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン [®] 」） _____) 3. その他（ _____)	D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要	
E. その他の配慮・管理事項（自由記載）		E. その他の配慮・管理事項（自由記載）	
病型・治療		学校生活上の留意点	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
アレルギー性鼻炎 （あり・なし）	A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期； 春、夏、秋、冬	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	医師名 _____ (印)
	B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） _____) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 _____) 3. その他（ _____)	B. その他の配慮・管理事項（自由記載）	医療機関名 _____

・学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員・市教育委員会・消防本部で共有することを同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： _____

アドレナリン自己注射(エピペン®)に関する依頼書

平成 年 月 日

海老名市立 学校長 あて

保護者氏名 _____ 印

下記児童・生徒におきましては、医師から食物アレルギーと診断され、アドレナリン自己注射薬が処方されていることから、学校において、下記の内容を実施いただきますよう依頼いたします。

記

学校名	海老名市立 学校
学年・組	年 組
児童・生徒氏名	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日
学校における対応内容と確認事項	使用薬剤 エピペン® 管理方法 保管場所 その他

学校給食食物アレルギー対応申請書

学 校 名	小学校
学年・組	年 組
児童氏名	男 ・ 女
除去する食材	
対応内容	<p>*あてはまる□に、レ点をつけてください。(複数可)</p> <input type="checkbox"/> 学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配布 <input type="checkbox"/> 除去する食材を献立表にて周知 (アレルギー確認表提出) <input type="checkbox"/> 一部弁当持参 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応食の提供

上記のとおり、食物アレルギー対応の申請をします。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

【 確 認 欄 】

受付日 平成 年 月 日										
校長		教頭		教務担当		養護教諭		担任		食給栄栄 育食養 担担養 当当士 論

学校給食食物アレルギー対応解除申請書

学 校 名	小学校
学年・組	年 組
児童氏名	男 ・ 女
今まで 除去していた食物	
医療機関名 所 在 地 電 話	受診科： 医師名：
医師の指示内容	

上記のとおり、食物アレルギー対応の必要がなくなったため申請します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

【 確 認 欄 】

受付日 平成 年 月 日											
校長		教頭		教務担当		養護教諭		担任		食給栄栄 育食養 担担教 当当士諭	

食物アレルギー除去食材一覧表

学年 組

児童氏名： _____ 生年月日：平成 年 月 日

除去食材	除去の程度	誤食の場合の症状	主治医からの指導内容	備考

平成28年 3月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会
海老名市立 小学校
校 長

「食物アレルギー個人調査票（様式3）」の提出について

早春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食の提供にあたりまして、食物アレルギーを持つお子さまに対する対応は、個々の症状等を正しく把握することが前提となります。海老名市教育委員会においてもより安全で安心な学校給食を提供するために、最善を尽くしているところであります。

「食物アレルギー個人調査票（様式3）」につきましては、毎年、保護者が確認し、加除修正等をしていただいておりますが、平成28年度からは小学校卒業時まで使用する形式となりました。

前回まで記入していただいていた「食物アレルギー・アナフィラキシー調査票」につきましては、ご家庭で保管をお願いします。

お忙しいとは思いますが、新しくなった調査票に記入していただき、提出期限までに学校の方へご提出ください。

【提出期限】

平成28年 3月 7日（ 月 ）

平成28年 3月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会
海老名市立 小学校
校 長

「食物アレルギー個人調査票（様式3）」及び
「学校生活管理指導表（様式4）」の提出について

早春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食の提供にあたりまして、食物アレルギーを持つお子さまに対する対応は、個々の症状等を正しく把握することが前提となります。海老名市教育委員会においてもより安全で安心な学校給食を提供するために、最善を尽くしているところであります。

「食物アレルギー個人調査票（様式3）」につきましては、毎年、保護者に確認し、加除修正等をしていただいておりますが、平成28年度からは小学校卒業時まで使用する形式となりました。

前回まで記入していただいていた「食物アレルギー・アナフィラキシー調査票」につきましては、ご家庭で保管をお願いします。

お忙しいとは思いますが、新しくなった調査票に記入していただき、提出期限までに学校の方へご提出ください。

また、別紙、教育委員会からのお知らせ「学校生活管理指導表（様式4）の提出について」にある通り、学校給食において何らかの対応をしているお子さまに関しましては、医師の診断による証明書「学校生活管理指導表（様式4）」が必要となります。用紙を同封させていただきましたので、これにつきましても、期日までに学校の方へご提出くださいますようお願いいたします。

【提出期限】

○食物アレルギー個人調査票（様式3）

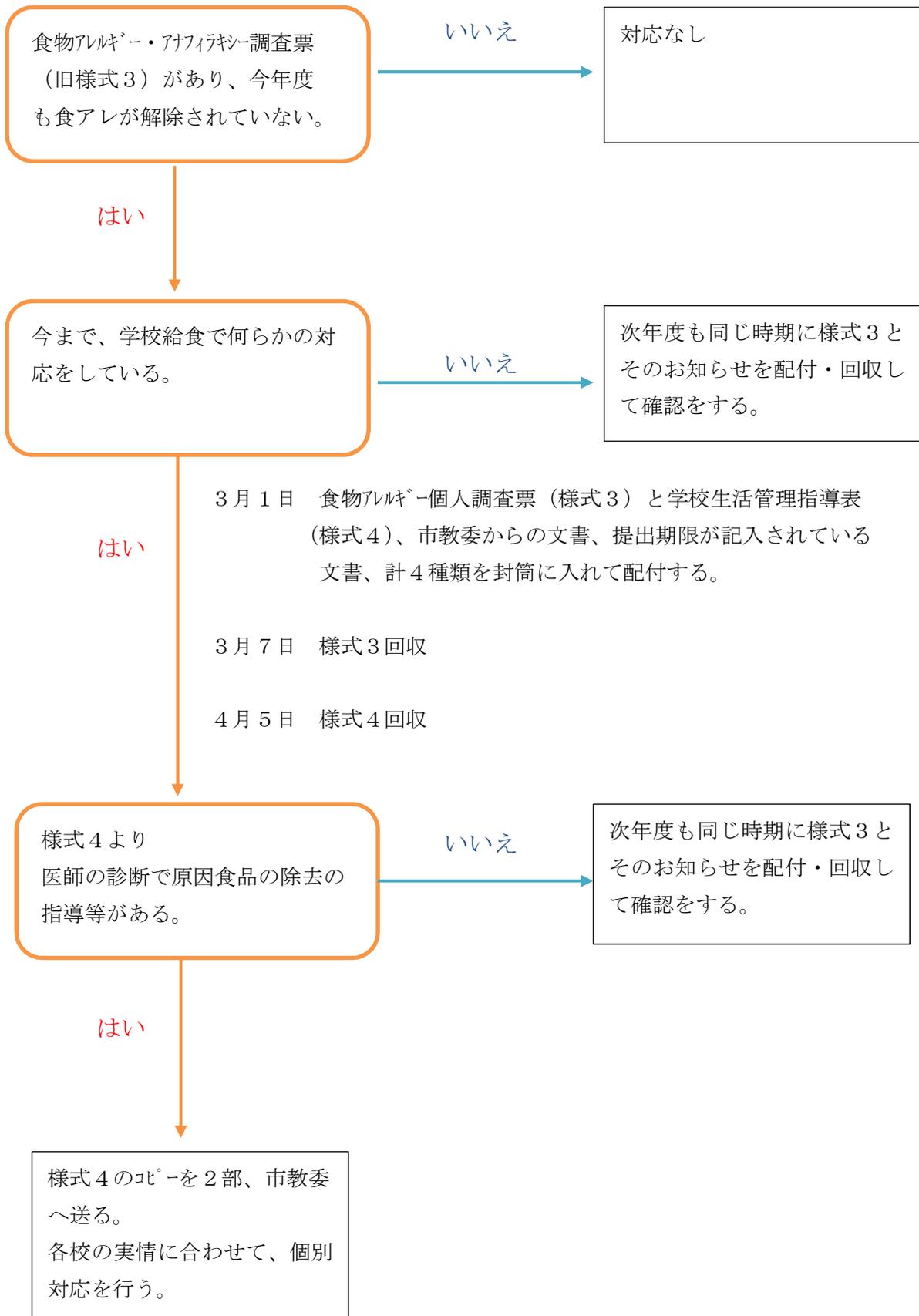
平成28年 3月 7日（月）

○学校生活管理指導表（様式4）

平成28年 4月 5日（火）

※給食開始前にはご提出ください

食物アレルギーの調査について



平成 年 月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会

学校生活管理指導表（様式4）について

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

学校給食の提供に当たりまして、食物アレルギーを持つお子さまに対する対応につきましては「食物アレルギー個人調査票」（様式3）を提出いただき、個々の症状等の把握をさせていただいたうえで対応させていただいているところであります。

海老名市教育委員会では、より安全に安心して学校給食が提供できるよう、最善を尽くしているところであります。そこで、食物アレルギーのため、学校給食にて何らかの対応をしているお子さまに関しましては、医師の診断による証明書「学校生活管理指導表」（様式4）の提出をお願いすることとなりました。

様式4提出の対象者となるお子さまは、以下の対応をしている方々です。

- ・別献立表の配付
- ・原因食品の除去
- ・弁当持参
- ・食物アレルギー対応食での対応
- ・牛乳のみの配食の停止
- ・アドレナリン自己注射薬保有者
- ・その他、各学校での個別対応

証明書の有効期限が半年～1年間ということもあり、学校給食の対応を継続される場合は、その都度の提出となり、文書料につきましては自己負担となります。保護者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、証明書は市教委と消防署で管理させていただき、万が一の場合には迅速に対応できる準備をしたいと思っております。お子さまの安全のためにもご理解とご協力をおねがいたします。

担当：学校教育課保健給食係
TEL：046-235-4921

平成 年 月 日

保護者 各位

海老名市教育委員会

学校生活管理指導表(様式 4)の提出について

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

学校給食の提供にあたりまして、食物アレルギーを持つお子様への対応は個々の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

海老名市教育委員会では平成 25 年度に「アレルギー対応の手引き」を作成し、各校で食物アレルギーを持つお子様の把握と対応について周知するようしてきました。平成 26 年度には、より安全に、安心して学校生活を送れるよう「アレルギー対応の手引き」の運用と内容の見直しを行いました。

ついでには食物アレルギーがあり、学校で配慮または管理等が必要なお子様に関しては、医師の診断による証明書「学校生活管理指導表」(様式 4)の提出をお願いすることになりました。なお、すでに提出いただいているご家庭で指示内容に変更が生じた場合は、再提出をお願いいたします。

証明書(有料)の有効期限は、半年～1年間とされています。そのため、1年に1枚は提出をお願いすることになります。証明書は学校で保管させていただき、写しを2部作成いたします。写しは市教委と消防署で管理させていただき、あつてはならないことですが、万が一の場合には迅速に対応できる準備をしたいと思っております。

保護者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、お子様の安全のためにもご理解ご協力をお願いいたします。

担当 学校教育課保健給食係
TEL 046-235-4921

海老名市食物アレルギーの手引き
平成25年7月発行 海老名市教育委員会 教育部
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
電話046-235-4921